医療法人社団　健桜会　行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和　８年　１０月　１日～　令和　１３年　９月　３０日までの　５年間

２．内容

目標１：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率３０％以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率７５％以上

＜対策＞

- 令和８年１１月～　各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和８年１１月～　対象者へ育児休業等制度についての制度説明を行い、取得を働きかける

目標２：全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を各月１５時間未満とする。

＜対策＞

- 令和８年１２月～　業務量の見直しによる事務の効率化などの取組実施
- 令和８年１２月～　各部署における問題点の検討及び研修の実施